

資 料 提 供			
令	和	7 年	7 月 1 5 日
広	島	高 速	道 路 公 社
<u>同時資料提供先</u>			
合同庁舎記者クラブ		中国地方建設記者クラブ	
広島県政記者クラブ		広島市政記者クラブ	
<u>問い合わせ先</u>			
広島高速道路公社			
総務部長		穂 丸（あきまる）	
広島市東区温品一丁目 8-23			
Tel 082-508-6848			

広島高速 5 号線シールドトンネル工事に係る 訴えの提起について（お知らせ）

広島高速 5 号線シールドトンネル工事に係る請負代金等について、受注者である大林・大成・広成建設工事共同企業体（以下「大林 J V」）から訴えが提起され、東京地方裁判所から公社〔代理人弁護士〕に訴状の送達がありました。

1 経緯

本工事につきましては、現契約の工期末を迎える令和 4 年 7 月 1 1 日に大林 J V から公社に対して、建設工事紛争審査会に申し出る意向が示されました。

その後、令和 4 年 1 2 月に中央建設工事紛争審査会に調停申請が行われ、1 年を超える建設工事紛争審査会の審理を経て、調停は打切り（令和 6 年 3 月 2 7 日）となっております。

2 今後の対応について

公社としては、これまで一貫して契約の基本である契約約款及び特記仕様書に基づき適正に対応しており、こうした姿勢は変わるものではありません。

今後につきましても、引き続き、契約約款及び特記仕様書に則った法的解釈と明確な根拠書類に基づく判断等により、適切に対応してまいります。

3 工事概要

工 事 名：広島高速 5 号線シールドトンネル掘削他工事

受 注 者：大林・大成・広成建設工事共同企業体

工 期：平成 2 9 年 3 月 3 1 日 ～ 令和 4 年 7 月 1 2 日

金 額：2 0 2 億 3, 6 5 4 万 8, 9 8 0 円

工事状況：令和 7 年 4 月 3 0 日にシールドマシンによるトンネル掘削が完了

（お願い） 訴状内容につきましては、代理人弁護士とともに精査中であり、公社の意見は訴訟において述べさせていただきます。また、訴訟への影響に鑑み、訴訟外での訴訟内容に関する発言は控えさせていただきます。
ご理解いただくようお願い申し上げます。